



内閣府

犯罪被害者等施策ホームページ
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>



茨城県

茨城県生活環境部生活文化課 安全なまちづくり推進室
いばらき安全なまちづくりガイドホームページ
<http://www.anzen.pref.ibaraki.jp/>

もし

あなたの社員が

犯罪の被害にあったら

あなたはどのようなことができるでしょう

Contents

1. 犯罪被害者等とは	1
2. 犯罪被害者等の置かれている状況	2 - 4
3. 事業主の皆様へ	5
「遺族の声」	6 - 7
「犯罪被害者支援に関する企業の役割」	7 - 8
4. 民間支援団体	9
相談窓口一覧	10 - 11
事件の流れ	12
犯罪被害者等基本法	13 - 14



1 犯罪被害者等とは

犯罪被害者等とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」をいいます。
(犯罪被害者等基本法第2条)

犯罪には、「殺人・傷害」といったものだけでなく、交通事故や家庭内暴力も含まれます。犯罪被害は私たちの身近にいつでも起こりうる状況と言えます。

参考
各犯罪の被害者数(平成20年)
単位:人

		全国	茨城
刑法犯 (殺人、傷害など)	死者数	1,211	28
	負傷者数	34,942	683
交通事故	死者数	5,155	210
	負傷者数	945,504	23,508

2 犯罪被害者等の置かれている状況

(1) 犯罪被害者等の置かれている状況

直接的被害

犯罪被害者等(以下、「被害者」という。)は、犯罪行為により「身体的な被害(命を奪われる等)」「精神的な被害(心に傷を受ける)」「金銭など財産を奪われる」といった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

二次的被害

事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、被害の種類や状況、被害者の状況(ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等)などによって様々です。

(2) 具体的な困難の状況

多くの被害者が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

心身の不調

直後

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

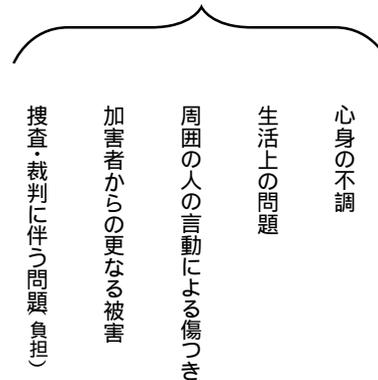
中長期

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出ることがあります。

- ・精神的な不調
(動揺、混乱、興奮、フラッシュバック、乖離)
- ・身体的な不調
(不眠、めまい、頭痛、嘔吐、食欲不振、下痢、便秘、微熱)
- 子ども
言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もあります。
- ・突然不安になり興奮する
- ・なんとなくいつもびくびくする等

事件被害

事件の影響



生活上の問題

仕事上の困難

仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなることがあります。

治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

自宅が事件現場になり、再被害のおそれが強くなります。(特に犯人が逮捕されていない場合)近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛があります。

同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所へ避難する必要があります。

放火により、自宅に居住できなくなります。

自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなります。

経済的な困窮

犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。

生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうなると遺族は現金を引き出すことができず当面のお金の工面に困ることがあります。

警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の検案料、葬儀代、治療のための医療費、長期療養・介護費用、裁判に行くための交通費、裁判記録のコピー代、弁護士費用など経済的に負担がかかることがあります。たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受けることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支え合う精神的な余裕を失いがちです。

家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出る可能性もあります。

周囲の人の言動による傷つき

近隣や友人、知人の言動

被害者は社会的に保護されているといった誤解や、犯罪被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷を受けたり、興味本位の質問をされたりします。また、決して金銭のために訴えた民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」という誤った見方をされたりすることもあります。あるいは、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

加害者からの更なる被害

多くの被害者は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかと不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」こともあります。このように加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)

捜査や裁判に当たり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では、事件に関する情報が被害者に十分に提供されず、当事者である被害者が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護士から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなど多くの困難に直面していることもあります。(事件によっては、損害賠償命令制度を活用できます。)



3 事業主の皆様へ

～被害者の方々が、仕事を辞めることなく、仕事を続けられるようにするために～

被害者が仕事を維持・確保することは、経済的負担の軽減になるだけでなく、精神面における被害の軽減・回復にもつながります。しかし、現実には雇用主や職場の知識の欠如・無理解により被害者が仕事を辞めざるを得なくなる場合があります。皆さんの被害者への理解が必要です。次のことに配慮しましょう。

被害者からの相談や職場に復帰した時など、誰が中心となって対応に当たるのかなど社内の体制を整えましょう。

被害者は、裁判の傍聴をしたり、弁護士との打合せを行うなどやむを得ず仕事を休むことがあります。ご理解をお願いします。

事件内容が同じように見えても、被害に遭ったときの状況や家族の中の誰が被害に遭ったか等、被害者一人ひとりの置かれた状況はそれぞれ違いますので、まず被害者の要望をよく聞き、対応することが大切です。

被害者は被害直後に必要とする支援として、「事件についての相談相手」、「警察との対応の手助け・付添い」、「病院への付添い」などを望んでいます。

被害者は、被害後から半年後も話し相手や相談相手が必要と答えています。被害から回復するためには、身近な人の助けが重要です。

被害者は、好奇の目にさらされたり、中傷されるなど周囲の言動や行動に傷つく場合があ

ります。しかし、被害者を傷つけてはいけないので距離を置くというのではなく、被害者は「事件のことは触れないで、普段どおりに接してほしい」と、思っている方も多いのも事実です。

まずは、被害者の気持ちを十分に聞き、受け止めてあげて下さい。被害者を思う気持ちですが、何より大切です。

被害者は、周囲の人から『早く忘れなさい』、『運が悪かった』いつまで沈んでいるんだ』などの言葉に傷つく場合があります。下記の応答例を参考にしてください。

[適切な応答例]

ご心中、お察しします。
本当にお気の毒です。
このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
悲しんでいいですよ。
よく頑張ってこられましたね。
無理をする必要はありません。
あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。

[不適切な応答例]

気を強く持って、前向きに生きましょう。
あなた一人が苦しいではありませんよ。
どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
早く元気にならなければいけませんよ。
辛いことは、早く忘れましょう。
起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
まだ子どもがいるじゃないですか。

遺族の声 本村 洋氏

本村さんは、平成11年4月、当事18歳の少年に妻(23歳)と長女(11か月)を殺害されるという被害に遭いました。平成20年4月、広島高等裁判所は、元少年に対し死刑判決を言い渡しました。

平成19年版犯罪被害者白書に「遺族の思い」を寄稿しており、一部を抜粋しました。内閣府ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>)に全文が掲載されていますので是非ご覧ください。

妻は23歳で人生を終えました。
娘は11か月で人生を終えました。

家族で暮したのは、たった9か月でした。父親らしいことを何一つしてあげることができず、妻には苦勞ばかりをかけた。「もっと妻と会話をすれば良かった。」「もっと娘と遊んであげれば良かった。」「もっと家族を大切にすれば良かった。」「もっと...」後悔ばかりが募ります。

そして、事件発生から4日後、近所に住む18歳の少年が逮捕されました。

私は遺族ですので、犯罪により直接身体に危害を加えられたわけではありません。また、被害者と対峙し死の恐怖を体験したわけでもありません。

ですから、理不尽に人生を絶たれた妻と娘の苦しみや怒り、無念さに比べれば、私の悲しみなど取るに足りないはずだと思っています。しかし、そう思って頑張って生きようとしたが、事件発生から1年くらいは本当に辛い日々でした。

特に、山口地裁で刑事裁判が始まった直後は辛かったです。法廷で加害者を見るからです。犯罪被害者の辛いところは、加害者が存在することなのかもしれません。当時の私は、裁判のことを考えると仕事が手につかなくなりました。私は、会社へ辞表を提出しました。

また、平成12年3月の山口地裁判決の前日には、

遺書も書きました。死刑判決が出なければ命を持って、抗議しようと思ったからです。今になって思えば愚かな行為だと思いますが、当時は真剣に悩んだ結果でした。

当時、私は山口県に一人で住んでいました。同県に親族は住んでいませんでした。そんな私が辞表や遺書を綴り人生を踏み外しそうになった時に私を支えて下さったのは会社の上司や先輩の方々、そして同僚と友人でした。現在でも私は事件当時と同じ職場で、充実した仕事をさせていただいています。会社は、事件後の私にも責任ある仕事を任せていただき、サポートして下さいました。

本当に良い会社へ就職でき、素晴らしい上司や先輩の方々、そして同僚に恵まれたと思います。

今でも忘れられないのが、辞表を提出した時に上司が私に授けてくれた言葉です。

「この職場で働くのが嫌なのであれば、辞めてもいい。ただ、君は社会人たりなさい。君は特別な経験をした。社会へ対して訴えたいこともあるだろう。でも、労働も納税もしない人間がいくら社会へ訴えても、それは負け犬の遠吠えだ。だから君は社会人たりなさい。」

私は、この言葉に何度助けられたでしょう。今になって思えば、私は仕事を通じ社会に関わることで、自尊心が回復し社会人としての自覚も芽生え、その自負心から少しずつ被害から回復できてきたと思います。

もし、会社という媒体で社会との繋がりがなく一人孤立していたら、今の私は居なかったと思います。私は、周りの方々に本当に恵まれたと思います。

しかし、犯罪被害者の中には、相談できる人もなく、孤立し、一人で重荷を抱えている方が大勢いると思います。そのような状況に置かれている方を想像するだけで、私は言葉を失います。

犯罪という愚かな行為で、命を奪ったり、生きる気力を失わせるほどの身体的、精神的な苦痛を与えるのもであれば、犯罪という閉塞された暗闇から被害者を救うことができるのも、また人です。

被害者が、社会との繋がりを回復し、社会や人を信頼して生きて行く気力を再生させるには、その心の傷を吐露できる場と、その気持ちを受け止めてあげる人が必要です。そして、社会から隔絶されているのではなく、社会と繋がっているという気持ちを持ち、孤立感を払拭させてあげることが極めて重要だと思っています。

その為には、親族や周囲の方々からの精神的な支えも当然必要ですが、福祉や医療、法律など専門的な知識とそれに基づく支援は必要不可欠です。このような専門的な支援を提供できるのは、犯罪被害者支援団体や地方自治体だと私は考えています。今後は、犯罪被害者に関わる専門的な知識を有した方や機関による支援を速やかに受けることができる連携体制を整える必要があると思います。

犯罪は、誰も幸せにしません。被害者も加害者も不幸にします。

私は、犯罪被害者支援の必要性和犯罪被害の深刻さが社会へ広まり、犯罪は絶対に許されないという価値規範が社会通念として浸透することで、被害者支援だけでなく、犯罪防止へ繋がればと願って止みません。そして、犯罪被害者そのものが減少し、不幸にして犯罪に巻き込まれた方々が一日も早く犯罪被害から回復し、平穏な生活を取り戻せるような社会を実現できればと切に願っています。

犯罪被害者支援に関する企業の役割

茨城トヨタ自動車(株)代表取締役会長 (社) いばらき被害者支援センター理事 幡谷浩史

平成19年度『犯罪被害者週間』国民のつどい茨城大会において、「犯罪被害者支援に関する企業の役割」を提言されおり、一部を抜粋しました。内閣府ホームページに全文が掲載されていますので是非ご覧ください。

ここで話することは、経済界の意識というよりは私の私見ということで受け止めていただければ幸いです。

本日の「地域社会と被害者支援」というテーマに関わる企業の役割としては、私は三つあると考えます。一つ目は、犯罪を未然に防ぐ取り組みが重要だと思っています。いわゆる「安全・安心な地域社会」をみんなで創っていくということです。

これについては、平成15年に「茨城県安全なま

ちづくり条例」が制定され、地域において様々な取り組みがなされていることはご承知のとおりですが、茨城県経営者協会も、昨年12月、茨城県警と協定を結び、「防犯パトロール中」などのステッカーを会員企業の営業車や社員のマイカーに貼り付けたり、「子どもと女性を守る110番の会社です」と書いたバスターを社屋の玄関に貼ったりしています。「防犯パトロール中」を貼った車は約9,000台ほどになっていますので、皆さんの中にも目にされた方がいらっしゃるのではないのでしょうか。市民・企業・行政の

連携を図り、こうした取り組みの輪を大きなものにしていくことが大事だと思います。

そして、こうした取り組み以上に、いま、取り組まなければならないのが子どもの心を育てる教育です。規範意識の低下、心の荒廃、非行の低年齢化が、子どもたちを加害者にもし、また被害者にもしています。こうした現象は、大人社会の倫理観の低下、責任感の欠如、人間関係の希薄化、いのちへの尊重の欠如などによるものであり、われわれ大人に責任があると、私は考え、深く反省しております。子どもたちが将来に夢や希望をいだき、心豊かに、たくましく生きる力を育めるよう、われわれ大人が教育の重要性を自覚し、模範となる行動をしていかなければならないと思っています。

そのために、企業経営者は、仕事と家庭の両立を図れる社内制度の整備や、とくに父親である男性社員に、もっとも子どもの教育に関し関心と責任を持つよう意識啓発に努めなければならないと考えております。

目の前の犯罪被害者をどう支援するかというテーマからは、少しはずれてしまいましたが、そのことが犯罪被害者を生まない、加害者をつくらぬことにつながると思うのです。

二つ目は、犯罪被害者となった社員への支援の問題です。

犯罪被害者等基本法の制定にあたって行われたパブリックコメントには、犯罪被害者に対する偏見や、精神的なダメージにより一時的に就業困難な状態になった、あるいは裁判の関係で仕事を休まなければならないようになった、このようなことで解雇されるケースが少なくない、という指摘がありました。

いばらき被害者支援センターの照山事務局長さんも、被害に遭われた方から「解雇された。私は生きてはいけぬ人間なのではないか」という悲痛な叫びの電話があったと伺いました。精神的ダメージから仕事が全くできなくなったのか詳しいことは定かではありませんが、誰も好きこのんで被害者に

なったわけではありません。裁判の関係で仕事を休まなければならないだけの理由で解雇されるとすれば、私はあってはならないことだと思います。

精神的ダメージによるものとすれば、治癒するまでの期間休職扱いとして、雇用保険から一定の保障がされます。企業はこのような制度を活用し、最大限雇用を守る努力をする必要があるのではないかと考えております。また職場の管理者やリーダーに対する教育も大事だと思っています。いわゆるセクハラ、パワハラの問題と同様に、犯罪被害者に対する対応についてもきちんと教育をしていく必要があると思いますし、相談体制も整備していかなければならないと思っています。ただこうした配慮をしていくだけでも人間的に余裕のない企業があるということも確かであります。行政には助成制度などセーフティーネットの充実を期待したいと思っています。

三つ目は、犯罪被害者支援に関する世論喚起と支援組織に対する応援の問題です。

私は、今年、「いばらき被害者支援センター」の理事になり、同センターの財務内容を知りになりましたが、大変厳しい予算の中で懸命な支援活動を展開されています。相談員さんのボランティア精神で支えられているようなものです。

基本法が制定されたことで、行政から金銭的な援助も少しずつ受けられるようになってはきましたが、まだまだ十分という水準からは程遠いもののように思えます。

現在、企業の賛助会員は47社程度ですが、これをもっと増やしていく努力をして参りたいと思います。茨城県経営者協会という組織や私のネットワークを活用して呼びかけていこうと思いますが、その前提として、犯罪被害者支援活動の重要性をもっと地域社会にアピールしていくことが必要であり、マスコミを活用した情報発信に力を入れていくことが必要でしょう。

また、全市町村の広報誌に、まだ賛助会員の募集記事が掲載されていないとしたら、そのお願いをしていくことも必要でしょう。

4 民間支援団体

全国各地で展開する民間支援団体は、平成21(2009年)年4月現在、46団体を数え、全国被害者支援ネットワークを傘団体として、連携して活動に当たっています。

茨城県には、社団法人いばらき被害者支援センターがあります。

社団法人いばらき被害者支援センターは、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族を支援している民間支援団体です。平成14年に茨城県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、早い段階から被害者の方への様々な支援を行っています。

犯罪の被害に遭うと、人は、精神的・身体的・経済的問題など、様々な問題を抱え、まだまだ被害者の人権が守られているとは言えないのが現状です。

いばらき被害者支援センターでは、被害者が平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、訓練を受けた支援員が要望に応じて適切な支援を行っています。

相談電話 **029-232-2736** 月曜日～金曜日10:00～16:00 相談・支援は無料です 秘密は守られます

参考 社団法人いばらき被害者支援センター賛助企業

朝日新聞水戸総局	(株)茨城プレスセンター	株式会社 茨城放送	行方地区交通安全協会
茨城県企業防衛対策協議会 下妻地区推進協議会	丸善衣料有限公司	株式会社 三上建築事務所	財団法人 茨城県高萩地区交通安全協会
茨城県警察官友の会 下妻支部	茨城県産婦人科医会	株式会社 西山工務店	取手地区交通安全協会
茨城県自動車整備振興会 下妻支部	田家会計事務所	株式会社 山忠	常総地区交通安全協会
茨城県臨床心理士会	ウルノ商事株式会社	株式会社 あけぼの印刷社	財団法人 茨城県水戸地区交通安全協会
株木建設株式会社 茨城本店	茨城県企業防衛対策協議会	株式会社 翔建築設計事務所	財団法人 茨城県交通安全協会
合名会社 坂本計理事務所	(株)たいよう共済 茨城支店	株式会社 茨城新聞社	石岡地区交通安全協会
三協立山アルミ株式会社 水戸支店	茨城トヨタ自動車株式会社	株式会社 中原舞祭	筑西地区交通安全協会
独立行政法人 日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター	茨城トヨタ自動車株式会社	株式会社 春秋舎	財団法人 茨城県土浦地区交通安全協会
株式会社 日立製作所 日立事業所	水戸工機株式会社	株式会社 カスミ	日立地区交通安全協会
つくば中央地区交通安全協会	関工企業株式会社	株式会社常備銀行本店 営業部	社団法人 茨城県医師会
那珂湊水産加工業協同組合	クセント株式会社	株式会社 日立ライフ	社団法人 茨城県安全運転管理者協議会
株式会社 茨城新聞アドセンター	双葉観光株式会社	関影商事株式会社	社団法人 茨城県農業協会
下妻地区警友会	浦東市防犯連絡会	関東鉄道株式会社	社団法人 茨城県柔道接骨師会
下妻地区防犯協会	日東電気株式会社	ひたちなか西地区交通安全協会	社団法人 茨城県指定自動車教習所協会
行方運送株式会社	茨城県信用組合	境地区交通安全協会	水戸信用金庫
大川運輸(株)	株式会社 大子造園土木	空閑地区交通安全協会	清水建設株式会社 関東支店茨城営業所
金影運送	株式会社 萬道総業	結城地区交通安全協会	
フソウ警備防災株式会社	株式会社 日普	古河地区交通安全協会	

主な活動

電話相談・面接相談

弁護士や犯罪被害相談員が、犯罪被害により様々な問題について相談に応じています。

(面接は電話相談の中から必要に応じて行っています)

直接的支援

被害に遭われた方に直接お会いして、状況に応じて様々な支援を行います。

例えば・裁判傍聴や証人出廷の際の付添い

・警察署、検察庁への付添い

・日常生活を送るためのケースワーク等

自助グループ支援

月1回、交通事故のご遺族が、安心して話すことができる場を提供しています。

申請補助

法律に基づき、給付金の申請をするお手伝いをします。

養成講座

啓発と支援員の養成を目的とした養成講座を開催しています。

相談窓口一覧

茨城県

犯罪被害者相談窓口

(茨城県生活文化課安全なまちづくり推進室)

犯罪の被害に遭われた方やその家族または遺族からの様々な悩み・相談に応じ、必要な支援に関する情報提供、助言などを行います。

電話:**029-301-7830**

相談時間 9:00～12:00、13:00～16:00

月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く)

交通事故相談

【中央交通事故相談所】

☎ **029-233-5621**

相談時間 平日9:00～12:00、13:00～16:45

【県南地方交通事故相談所】

☎ **029-823-1123**

相談時間 平日9:00～12:00、13:00～16:45

【鹿行地方交通事故相談所】

☎ **0291-33-6222**

相談時間 平日9:00～12:00、13:00～16:45

(火曜日は閉庁、第2木曜日は巡回相談)

【県西地方交通事故相談所】

☎ **0296-24-9112**

相談時間 平日9:00～12:00、13:00～16:45

(木曜日は閉庁)

弁護士相談は事前予約制

労働相談

労働条件、採用、解雇、職場の人間関係などに関する相談

面接相談日・時間(電話相談可)

いばらき労働相談センター
月～金9:00～20:00土・日9:00～17:00
祝日・年末年始は休業
各地区センター(県北・日立・鹿行・県南・県西)
月～金9:00～16:00
土・日・祝日・年末年始は休業

相談に係る費用は無料

【いばらき労働相談センター】

☎ **029-233-1560**

【県北労働相談センター】

☎ **0294-80-3366**

【日立労働相談センター】

☎ **0294-27-7172**

【鹿行労働相談センター】

☎ **0291-33-5267**

【県南労働相談センター】

☎ **029-822-8520**

【県西労働相談センター】

☎ **0296-24-9136**

就職相談

相談時間 祝日・年末年始は休
職業紹介は月～金 9:00～16:00

いばらき就職・生活総合支援センター
月～金9:00～20:00 土・日9:00～17:00
県北・日立・鹿行・県南・県西各地区センター
月～金9:00～16:00
(土日は休業)

[いばらき就職支援センター]

(就職相談)

☎ 029-300-1916
029-300-1715

(生活相談)

☎ 029-232-1245

[県北地区センター]

☎ 0294-80-3366

[日立地区センター]

☎ 0294-27-7172
0294-24-1118

[鹿行地区センター]

☎ 0291-34-2061
0291-33-5267

[県南地区センター]

☎ 029-825-3410
029-825-2822

[県西地区センター]

☎ 0296-23-3811
0296-22-0163

茨城県警察本部

[警察総合相談センター]

☎ 9110
または
☎ 029-301-9110
相談時間 8:30～17:30
月～金 祝日・年末年始を除く)

関係機関・団体の主な相談窓口

[財団法人茨城県暴力追放推進センター]

(暴力団からの被害を受けた方の相談等)

☎ 029-228-0893

[財団法人茨城カウンセリングセンター]

(カウンセリングは予約制、有料)

☎ 029-225-8580 (代)

[独立行政法人労働者健康福祉機構 茨城産業保健推進センター]

☎ 029-300-1221

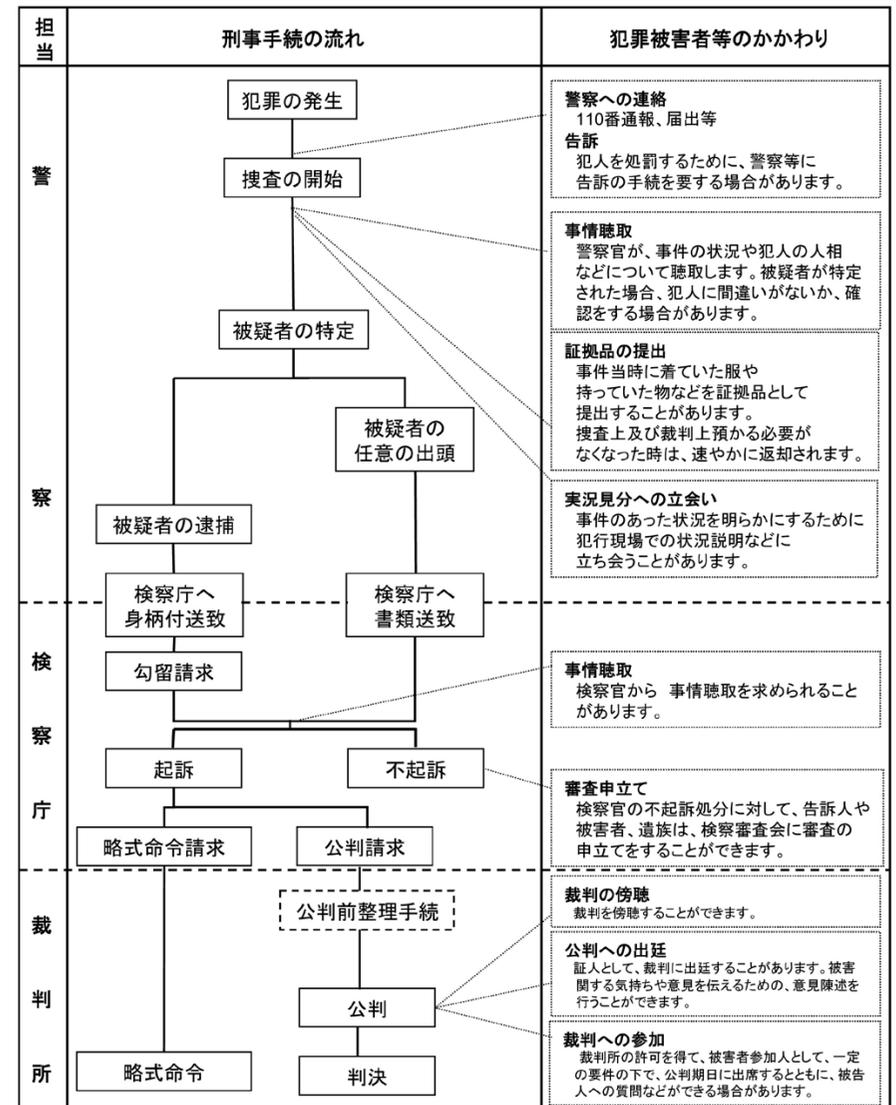
(働く人の心の健康相談室)

[日本司法支援センター茨城地方事務所]

(法テラス茨城)

☎ 0503383-5390

一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり



犯罪被害者等基本法（平成十六年十二月八日法律第六十一号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図るべき社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実

施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（犯罪被害者等基本計画）

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償の請求についての援助等）

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行

う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

（給付金の支給に係る制度の充実等）

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める等必要な施策を講ずるものとする。

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに係る内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映及び透明性の確保）

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

（設置及び所掌事務）

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

（組織）

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以上をもって組織する。

（会長）

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、事務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

附則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行〕
第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。（以下略）